

## 由利本荘市と秋田由利本荘オフショアウインド合同会社との 地域活性化に向けた包括的な連携と協力に関する協定書

由利本荘市（以下「甲」という。）と秋田由利本荘オフショアウインド合同会社（以下「乙」という。）は、由利本荘市沖洋上風力発電事業の実施及び運用にあたり、相互に包括的な連携・協力をしながら由利本荘市の活性化に資する地域共生策の検討・実施に取り組むものとし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、由利本荘市沖で実施される着床式洋上風力発電事業の実施に伴い、甲及び乙が緊密な相互連携のもと協力し、漁業共生、水産振興を含む地域産業全体にわたる振興並びに地域全体の活性化に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力のもと、具体的な地域共生策を企画・立案し、相互に合意の上、その実現に向けて共同で取り組むものとする。

- (1) 新たな観光開発と誘客に関すること
  - (2) 市產品の市内外への販路拡大に関すること
  - (3) 漁業振興に関すること
  - (4) 人財育成に関すること
  - (5) 地域への利益還元に関すること
  - (6) 地元サプライチェーン構築に関すること
  - (7) エネルギーの地域循環に関すること
  - (8) 住みやすいまちづくりに関すること
  - (9) その他、由利本荘市の活性化に資する事業に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するよう努める。
- 3 甲及び乙は、本協定の趣旨に賛同する企業、団体等（以下「協力企業等」という。）と連携し、甲、乙及び協力企業等の間で相互に協力するものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、書面による相互の合意を以て、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から特段の申し出がなければ自動的に1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方へ通知することにより、本協定を解除できるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討にあたり知り得た相手方の秘密事項を、相手方の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

但し、本条の定めに拘わらず、甲及び乙は、本協定の目的のために必要な範囲内で、協力企業等及び弁護士、会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負うアドバイザーに対して、相手方の秘密事項を開示することができる。この場合、相手方の秘密事項を開示した当事者は、開示先に対して本条と同等以上の守秘義務を課すものとし、開示先による守秘義務違反について相手方に対し責任を負うものとする。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月17日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市長

渡 貢 信

乙 秋田県秋田市中通五丁目1番51号

秋田由利本荘オフショアウインド合同会社  
代表社員 三菱商事洋上風力株式会社

職務執行者

田中俊一